

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年8月26日

彦根市監査委員 内堀 喜代治

彦根市監査委員 渡辺 史郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成25年8月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
8月5日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区 彦根市河瀬財産区 彦根市高宮財産区

2 監査の方法

各財産区とも、平成24年度における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、担当所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

各財産区とも事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。